

社会福祉法人下市ユートピア

理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人下市ユートピア理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人下市ユートピア定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

附 則（施行期日） この規程は、平成29年4月1日から施行する。